

# 高齢者と未成年の 自転車用ヘルメットの購入費用を補助します






購入費用の2分の1  
上限2,000円を  
補助します

地空人くん



「改正道路交通法」により、令和5年4月1日から自転車を利用されるすべての方のヘルメットの着用が努力義務となっています。  
本事業を活用してヘルメットを着用しましょう！



申請受付期間	ヘルメットを購入した日から6か月以内
対象者	町内在住の申請年度内に65歳以上になる高齢者と未成年 ※未成年（18歳に達する日以降の最初の3月31日を迎えるまで）の場合は、申請者は保護者の方となります。
補助金額	ヘルメット購入費用の2分の1（上限は2,000円）
対象ヘルメット	次の条件をすべて満たすもの ①町内外を問わず販売業者から購入した新品であること（オンライン購入も可） ②下記のいずれかの安全認証が付いていること  SG マーク  JCF マーク  CE マーク (EN1078)  GS マーク  CPSC マーク ※ヘルメット購入時にマークがついているか必ず確認してください。
申請方法	以下のものを防災安全課（役場3階13番窓口）に提出 ①自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書 （窓口で配布・ダウンロード可） ②ヘルメットの領収書（写しも可） ③ヘルメットの安全認証適合を確認できる書類など（ヘルメット現物提示でも可） ④振込希望の口座情報が分かるもの（①に記入していただきます。） ※申請は <u>使用者1人</u> につき1回限り